

### 第3回東京都震災復興検討会議議事録

〔平成11年10月26日(火)(18:00~20:1

5)

都庁第一庁舎33階特別会議室S6〕

高橋幹事  
長

定刻になりましたので、ただいまから第3回東京都震災復興検討会議を開催します。

本日は、委員のうち、寄本座長、安藤恭二委員、池上委員、今野委員、浦野委員、金委員、園田委員、田代委員、橋本委員、林委員については、欠席のご連絡をいただいています。

本日はこれまで出席がかないませんでした岸井委員がお見えですので、ご紹介します。

人事異動によりまして、東京都震災復興検討委員会の委員にも変更がございましたので、ご紹介します。

東京都の震災復興検討委員会委員長に、青山副知事が就任しましたが、本日、所用のため不在ですので、ご了解をお願いします。

次に、東京都震災復興検討委員会副委員長の成戸東京都技監でございます。同じく副委員長の柿沼政策報道室長でございます。私は、検討委員会の幹事長の高橋でございます。その他の委員及び幹事については、お手元に配布している名簿をもって紹介にかえさせていただきます。

それでは会議の開催にあたりまして、成戸東京都技監からご挨拶をさせていただきます。

成戸東京  
都技監

当検討委員会の副委員長をしております、成戸でございます。本日は、青山副知事が所用のためには出席できませんので、私からご挨拶をさせていただきます。

中林副座長をはじめ委員の皆様方に、大変お忙しい中を、本検討会議にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

前回、三月の検討会議以降につきましても、八月には、トルコの大地震、九月には台湾にも大地震がございまして、甚大な人的、物的被害がありました。都としても、早速これらの被災地に対して、国際緊急救助隊の一翼を担う職員を派遣して、さらに台湾大地震には、調査団を派遣しました。

東京都では、震災からの復興に備える観点から、震災復興マニュアルを策定しておりまして、庁内の体制の整備を図っております。

今年は、先月になりますが、全国で始めて、石原知事も出席して、震災復興本部の設置訓練を行いました。

本日は、「都市復興について」という議題で、ご討議をお願いしております。都は、「防災都市づくり」を推進すると同時に、復興マニュアルに基づいた実地訓練も実施しているという体制をとっております。

都の取り組みをご理解いただきますとともに、委員の皆様から都市復興につ

いての、さまざまなご意見やご助言をいただき、都市復興対策の充実に向けての貴重な糧としてまいりたいと考えてますので、どうかよろしく願いいたします。

高橋幹事  
長

これからの会議の進行については、寄本座長が都合により欠席をされたため、中林副座長にお願いをしたいと思います。

中林副座  
長

寄本座長が、今日どうしても欠席ということですので、代わりに進行をつとめますので、よろしく願いします。  
第3回という表紙のついた議事次第と、それから資料がありますが、本日は、次第によって、最初に報告ということになっていますので、最初に報告について、ご説明をお願いします。

事務局  
三好特命  
担当部長

政策報道室特命担当部長の三好でございます。  
資料に基づいて、報告事項をご説明します。  
まず報告事項、本日は2件ありまして、1件目は、前回いただいたご意見について、とりまとめましたので、それのご説明です。  
2件目は、模擬訓練の状況について、ご説明させていただきます。

資料1は、前回の検討会議での、住宅復興について議論いただいたご意見の整理をさせていただきました。  
前回の会議の席上でお答えした以外に、その後の状況、あるいはその時にお答えできなかったものについて、かいつまんでご説明をさせていただきます。  
資料1の住宅復興の「及び」のところで、仮設住宅の建設用地に、民有地の利用の検討や、自分で仮設住宅を建てた場合の補助のありかた、あるいは仮設住宅の用地について、がれき処理等、土地を利用する場合などとの調整が必要ではないかという、いわゆるオープンスペースについてのご意見がありました。  
都においては、現在、都有地のデータ、それから区市が把握しておりますオープンスペース、それから仮設住宅用地の情報等をそれぞれの担当部局で調査把握しております。  
これらの情報を有効活用できますよう、事前利用計画の作成など庁内での検討を進めてまいりたいと思っています。  
仮設住宅用地として民有地を利用する場合については、無償提供していただけるものについては、今年度その具体的な方法、契約の仕方等について検討を始めておりますし、また、有償利用の部分については、いろいろ制度的な検討も必要かと思っておりますので、12年度に検討することとしております。  
意見の整理の「」で、仮設住宅について、共同型仮設などのメニューやグループホームなど一戸の住宅を借り上げての対応、リバースモーゲージや定期借地権といったようなご意見、それから「」で空き家のストック活用、

仮設住宅を被災地の場所につくれないか、というご意見をいただいています。仮設住宅の設置、特に密集地における設置については、都としても既存のストックをできるだけ優先的に活用していくことを第一に考えています。仮設住宅の建設については、のちほどご説明する、今年度の模擬訓練の中で、仮設市街地づくりについて、具体的な検討を行う中で課題を整理したいと考えています。

の外国人の関係ですが、外国人に対する情報提供、相談窓口を考えて欲しいというご意見です。

住宅という観点からは、住宅相談所で対応することになりますが、あわせて外国人に対する災害時の情報センターということで、外国人災害時情報センターを設置しまして、必要な情報の提供をしていきたいと考えています。被災者が抱えます様々な問題の相談に応じます、被災者総合相談所というものも予定しておりますが、これらについても、外国人の相談窓口を設置したいと考えています。

、 のところで都民向けのマニュアル、あるいは区市との役割分担、木造住宅密集地域の整備の復興などのご意見、それから のところでは、同じく都民に伝えていくための具体的なビデオなどのお話がありました。

木造住宅密集地域の整備については、区市との役割分担についても配慮しながら、積極的に推進をしています。また、震災復興に関します都民へのPRの必要性については、先ほど控室の方でビデオもご覧いただきましたが、また、参考資料にあるように、いろんなパンフレット等も作成をしていますので、そういったものを使ってPRしていきたいと考えています。

次の2ページ目のご意見の あるいは にあります、復興推進地域の設定についてのご質問、それから模擬訓練についての具体的な内容については、のちほど都市計画局の方でご説明をさせていただきます。

引き続いて、資料2 - 1、資料2 - 2を使いまして、平成11年度復興マニュアルに基づく模擬訓練について、ご説明します。

資料2 - 1で、本年度の復興模擬訓練は、大きく三つの時期に分けて訓練を行うこととしております。

第一期模擬訓練は、9月9日の1日を使って実施しました。

これは、9月1日に発災したという想定で、その9日目という状況で、具体的な訓練としては、震災復興本部設置訓練を午前中30分程度行いました。それから家屋被害状況調査訓練、それから情報伝達訓練を、それぞれ現地で区市との連携を取りながら、訓練を行いました。

また、第二期模擬訓練として、現在ケーススタディ、ワークショップなどを行っているところです。

それから、第三期の模擬訓練として、来年の1月、ちょうど阪神・淡路大震災から5年ということで、この時期をとらえて、今年度の訓練の総まとめをしたい、と考えています。

引き続き資料2 - 2で、9月9日に行った訓練のうちの震災復興本部訓練について、ご説明します。

当日は、本部長であります知事、副本部長であります副知事、出納長、それから本部員であります局長等20名が参集して、本部訓練を開催しました。

設定としては、9月1日にマグニチュード7.2の地震が区部直下で発生し、その復興を行うために9月5日に知事から復興本部の設置が指示され、その指示を受けて、復興基本方針の案を作成し、9日にその基本方針の案について検討いただき、決定をしていただくということです。

当日の会議は、9月9日という時点での、復興本部で行うべきことを実際に具体的に想定をして、被害状況の報告、本部設置の報告、続いて議題2とし

て「復興基本方針（案）」について説明をし、質疑を行いました。

「復興基本方針（案）」は、復興基本方針で定めるべき事項、すなわち「復興の理念」、このなかでは従前よりも震災に強い都市構造を構築する、というようなことを三点うたっています。次に2として復興の基本目標として、1から5まで掲げています。それから3番として、震災復興総合計画を策定するためのその位置づけ、及び手順、内容について掲げています。

震災復興総合計画というのは、震災後の東京の復興に関する、最上位の総合計画として、基本目標、体系を明らかにして、計画を策定する。計画期間はおおむね10年間ですが、重点項目については3年間で終了する。この復興計画を6か月以内に策定するというので、手順を掲げています。

この中に、2週間から1か月に、復興検討会議でご審議いただくということになっていまして、その復興検討会議というのは、まさにこの会議がその役割を担っていただく、ということをご想定させていただいています。

次の7ページには、その中でも特に重要な都市復興基本計画と住宅復興計画について、同様の手順を進めていくことを記載しています。

こういったことを震災復興基本方針として定めることを予定しています。

これの審議を行って、その審議過程でのやりとりを少し整理をさせていただきました。

まず、本部長からの挨拶として、「いかに迅速に復興させるかというグランドデザインが今からでも必要だと思う。その策定と復興のためにも法的な措置がいろいろ必要だと思う」という問題指摘がなされ、そういったことをあらかじめ用意しておくことが肝要だということです。

審議のやりとりとしては、仮設住宅に関する事、住宅の修繕に関する事、建築制限に関する事、空地の確保の問題、区市町村が訓練に参加することについてのご意見、今回はハード、都市復興ということを中心に訓練をやっているわけですが、ソフトの訓練も必要ではないかということ、それから、いわば法的措置として私権を制限するということ、あらかじめ啓蒙しておくようなことも必要ではないか、というご指摘がありまして、それらについ

て、法的にどう問題をクリアーする必要があるかということも、整理をしていきたいということも、審議の中でやりとりしています。

最後に本部長からの指示として、「復興してみたら元と同じことになったんではしょうがないので、少しでも前進させるみたいな、ランドデザインというものを、きちっと作っておいてほしい」とそういったようなやりとりがありまして、本部訓練を終了させていただいたところです。

なお、模擬訓練のうちの都市復興マニュアルに基づく訓練の詳細については、のちほど都市計画局の方からご説明をさせていただきます。

中林副座  
長

どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました報告事項について、ご質問あるいはご意見ございましたら、どうぞ発言をお願いします。

冷水委員

これは訓練用なので、これからいろいろの手直しをされるとは思うんですが、気がついた点を一つだけあげます。

6ページの復興の基本目標の五つの項目は、もっともなこととは思いますが、阪神・淡路の震災の時に、復興というのは、やはり非常に落差を伴って起こってくる。

要するに、それぞれ経済的にも社会的にも力のある、企業でも、個人でも、そういうところは、スムーズに復興していくが、いろいろな意味でハンディキャップをもっている、企業や個人の復興が遅れる。

そういうことを考えると、復興の非常に重要な理念・目標として、個人でいえば、弱者といいましょうか、そういう人たちが復興から取り残されないようにするには、どうしたらいいか、ということは、方法的には非常に難しいですが、基本目標とか理念としては、掲げていくことが必要ではないかと思いました。

中林副座  
長

何か事務局の方からございますか。事務局の方、今の点よろしいですか。

事務局  
三好特命  
担当部長

今ご指摘の点、非常に重要な点だと思いますので、模擬訓練はこういうかたちでやらせていただきましたが、訓練を通じてそういう問題点も拾い出していきたいと思っておりますので、そういうなかで、具体的な検討をさせていただきますと思っています。

村松委員

時間に遅れたので、ビデオの「よみがえれ！私たちの町」の情報収集の部分がみられなかったのですが、今回の模擬訓練の中で、家屋の被害情報の調査訓練の部分ですが、実際にその地域をどなたが歩いて、どんなふうにそれを分析して、事務量というのはどういうことなのかという具体的な調査方法を教えていただけますか。

事務局  
只腰参事

のちほど報告の中で、ご説明の中で一緒にお答えしてもよろしいですか。

中林副座  
長

よろしいでしょうか。それじゃまたお気づきがありましたら、ご発言いただくということにさせていただいて、とりあえず議事を先に進めさせていただきたいと思います。

本日は議題としては、都市復興についてということで、都市復興についての検討にはいらさせていただきたいと思います。これについては、事務局の方から資料を用意していただいておりますので、ご説明をこれからお願いしたいと思います。その後に質疑を含めて、皆様からご意見いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。事務局の方から資料説明をお願いします。

事務局  
只腰参事

都市計画局参事の只腰でございます。防災都市づくりの推進担当をしております。どうかよろしくお願いいたします。

本日の議題ですが、大きく三つに分けてありまして、事前復興の取り組み、それから事後といいますか震後の復興の取組み、それから都民に対するPRということです。

資料の3 - 1から3 - 3までが、事前復興、いわゆる防災まちづくりについてです。資料の4 - 1から4 - 4までが、都市復興マニュアルに基づきます、復興の訓練等の話題です。資料の5がPRをまとめたものです。

資料の3 - 1ですが、これまでの東京におけます防災都市づくりの歴史・系譜をまとめたものです。

東京の歴史を振り返ると、火災あるいは震災などによる災害による被災と、それからの復興の積み重ねで現在の東京があるのではないかと考えるところ

です。関東大震災あるいは戦災も一部の災害と考えますと、それからの復興、その基礎の上に、現在の東京があるのではないかとということです。

30年代以降の東京の防災都市づくりの歴史を簡単に振り返っています。

34年に伊勢湾台風があつて、名古屋地方が大きな被害をうけて、それを契機に災害対策基本法ができたといわれています。東京都はこれを受けて、地域防災計画を震災対策のマニュアルとして、予防、応急、復旧、復興の現段階では4段階の内容を網羅して、地震の想定をふまえて、最近では平成10年に第9次の修正をして現在にいたっています。

39年に新潟地震、これは大変大きな都市型の地震でした。これを契機にして、江東地区、特に江東デルタ地帯が同じような地質条件にあるのではないかとということで、江東地域の防災拠点の再開発計画が立案をされました。6か所の防災拠点を作ろうということで、現在白鬚の東、西、それから亀戸、大島、小松川地区での事業が進められて、一部完成をしているところですが、

それから30年間ほど継続的に事業を進めています。

それから、ちょうどこの頃、やはり防災が非常にテーマになりまして、都独自の取り組みとして、震災予防条例が昭和46年、それを受けて予防計画が震災対策事業の年次別事業計画ということで、これもずうっと改訂を経て、第7次平成11年まで更新されています。

この過程で避難場所の指定、それから地域危険度の指定というのをやっています。

地域危険度の測定については、別冊資料で「あなたのまちの地域危険度」というパンフレットを今日配布をしています。これは、直近の平成10年に行ったものですが、第4回に当たるものです。ご覧いただきますと、町丁目別にそれぞれの危険度の表示をしています。17ページに総合危険度という表示がありまして、紫が一番ランク5です。段々薄くなってランク1ということで、5分類をしまして、ざっとご覧いただきますと、東京の東側、それから西側の山手線外側のいわゆる木賃ゾーンとっております地域での危険度が高いのがご理解いただけると思います。これは、5年ごとにずっと改訂してきました、最新の都市の状況をふまえて、危険度を改訂してきているという状況です。

資料の3-1に戻っていただいて、こういう事業の中で特筆すべき事業としまして、昭和55年に都市防災不燃化促進事業、これは墨田区の先行的な取

り組みを受けて、避難地・避難路周辺の不燃化をしようじゃないかということで、55年以降ずっと取り組まれてきております。これは、国の補助制度にもなってまして、これまで71地区で事業化がされています。

それから、左側の防災生活圈、都市防災施設基本計画と書いてますが、44年の江東地区の拠点においては、いわゆる拠点的な防災、つまりある地区を不燃化して、拠点を作ってそこに逃げ込めばいいという発想だったわけですが、それでは東京全体の防災性の向上は望めないということで、昭和56年に東京全体を延焼遮断帯、道路等ですが、それでブロックに区切って、そのブロックごとに防災性を高めようということで、延焼遮断帯の整備とその防災生活圈そのものの防災性の向上を図るということで、そういう発想のもとに、60年にはモデル事業、平成3年以降は促進事業ということで、事業が進められているところです。

平成7年1月に阪神・淡路の大震災をうけて、防災生活圈の構想を改訂しています。現在防災都市づくり推進計画ということで、平成9年に、特に木造密集地域、先ほどご覧いただいた大変危険度の高い地域への対策を中心として、防災都市づくりの推進計画を作成して、これに基づいて、防災施策を現在行っているところです。後ほど内容についてはご説明します。

また、国の方では、密集市街地整備法、法律で防災都市づくりを法定しようということで、平成10年にこの法律ができまして、それにもとづく防災再開発促進地区等の指定が進められているところです。

これまでの防災都市づくりの概要について、まずご理解いただいたところで、資料3 - 2の「防災都市づくり推進計画」について、ざっとご説明します。

の1に「木造住宅密集市街地への本格的な取り組み」と書いてありますが、神戸の地震において、木造住宅密集地域が大変大きな被害を受けたということで、これを教訓にして、重点地区というのを11か所選んでいます。資料の14ページご覧いただきますと、先ほどの危険度のマップと大体合うわけですが、赤く塗ったところ、危険度の高いところを抽出して、そこからなお青い丸のところ、1から11番まで番号をふっていますが、その中でも緊急性、あるいは防災上の効果の高いところを重点地区として、1800haほどあります。これを選んで、この地区について、木造住宅密集地区としての本格的な防災都市づくりをしよう、ということで計画をまとめたものです。

11ページにお戻りいただいて、の3に整備目標に不燃領域率を採用と書いてあります。この地域は非常に燃えやすいといわれているわけですが、空地と建物の不燃化の率を組み合わせた不燃領域率、これがある程度の高さになると、その地域は燃え広がらないということで、それを指標にして、まちづくりをしようということをこのときに決めていきます。現在30数%かと思いますが、将来的には重点地区については、50～65%、全体の木造住宅密集地域、整備対象地域と書いてますが、これについても40%程度、それほど広がらないところまで防災性を高めようと目標を掲げています。具体的にはの2に書いているように、木造住宅密集地域の整備プログラムを作って、そこの中での防災性を高める。それから、3で新制度としての緊急をついた制度を創出をする。4として面的整備事業等の導入を図る。5としていろいろな事業を集中化・重層化する。こういう思想のもとに防災施策を講じているところです。

資料3 - 3に重点地区の11地区でそれぞれどのような事業が実施されているかということを図示しています。

右の上に修復型事業、それから基盤整備事業と二つマークがついています。修復型事業というのは、従来の市街地の中で一部道路をつなぐ、あるいは防災性を高めるための不燃化を行う等々、あるいは小さな公園を作るという現在の市街地状況を大きく変えない中で修復型の整備をするというのを修復型事業。具体的には16ページの欄外に事業の名前が五つ、特に上から四つがこの修復型事業に当たるとご理解いただいてよろしいかと思いますが、不燃化の事業、それから密集地域について道路・公園等を作る、あるいは建て替えを補助する木密、緊木防、防災生活圏等の事業をそれぞれ実施しているわけです。それぞれの地区において、星のマークが、今申し上げました修復型事業、それから黒い菱形が基盤整備事業、それぞれ実施の状況が記載をしています。個別の説明については、時間の関係もございまして省略させていただきます。

以上がこれまで進めてきました東京都の事前復興、防災施策です。

それから、資料4は都市復興マニュアルに基づく都の取り組みの状況です。平成9年の5月に都市復興の方のマニュアルが先行して策定されています。その時点からいろいろPRを始めています。都の中の組織としては、まだいろいろ復興マニュアルに関しては、課題があるということで、庁内の研究会をすぐ発足して、現在に至るまで研究を続けております。

それから10年になって、後ほど出てきますが、市街地復興整備条例、こういう区市町村で作っていただく条例の標準条例を10年に公表しています。それから昨年9月、第1回の模擬訓練の実施、今年は2回目を引き続きやっております。

11年の2月に、後ほどでてきます基本計画検討委員会、これは都市復興の、まちづくりの方の計画の骨子を練るための委員会を設置しています。

以上のようなことで、都市復興についてのマニュアル以降、いろいろ検討、あるいは訓練を進めている状況で、これが全体の概況です。

都市復興マニュアル資料の4-2ですが、都市復興に関しては、これはなかなか検討事項も多いということもありますし、過去の経験にも学ばなくてはいけないということで、先ほど申し上げた研究会と、それから検討委員会というのを設置しています。

都市計画局長の右にあります東京都都市復興基本計画検討委員会、伊藤滋先生に委員長をお願いしてありますが、ここで2の(1)にあるような委員会の調査事項をもっています。これをもって検討に入っています。

平常時については、基本的な理念とか都市復興マニュアルの見直し等に関する事項、それから震災後については、震災後のそれぞれの手続きで必要となってくる事柄についての基礎的な検討を、この委員会でご検討いただく、ということです。委員の構成については下に記載をしています。

19ページは庁内の研究会、特に都市計画局内を中心とする研究会ですが、具体的な中身、現在どんなことを研究しているかというのをご理解いただく意味で、この表をつけてますが、大きく左側に4つの部会、総務、総合、地域、建築という風に4つの部会を持ってまして、一番右に現在検討しているような内容を記載をしています。特に後ほどでてきます、上から三つ目の箱にあります、都市ビジョンとの整合を図った被災後の広域復興計画をどうしたらいいか。それから仮設市街地、これは新しい概念ですので、これをどのように概念を育てていくか。それから震災時における基盤整備の代表的手法である土地区画整理事業をどのような整備水準で立上げを考えていくか。それから最後の下から三つでございますが、先ほどご質問にもございましたが、被害後ですね、どのような調査をして被害を見分けていくか。その被害をどうやって施策に結びつけていくか。と、このような観点からの検討を課題として進めているところです。

9月9日の訓練の時の知事発言がきっかけになって、資料4-3にあります

震災復興グランドデザイン、これは知事の発言のとおりグランドデザインという名前を使っていますが、中身については、私ども広域復興計画のモデルプランに当たるものと規定をして、今後検討を進めたいということです。これについては、第3回の定例会の知事発言でも、こういうものを作成するという方針が示されたところです。中身については、これからの検討ですが、今のイメージを1, 2, 3ということで簡単に整理をしています。

1番ですが、ゆとりある都市空間を備えた、被災を次に繰り返さないような都市をめざした、大震災後の都市像であろうと。

それから、2番目の・ですが、東京都の広域復興計画のモデルプランとして、都市復興マニュアルに位置づけられる。都市復興マニュアルについては、定期的な改訂を予定してまして、現在のところ、広域復興計画のモデル的なプランは、都市復興マニュアルの中には盛り込まれていません。概念が少しあるくらいでして、中身についてはふれられていません。そういう意味でこれを作ることによって、都市復興マニュアルの充実・強化に位置づけられるのではないかというのが・の2番目です。

それから実際の被災の規模、地域等については、これは将来のことでわかりませんので、それに応じた柔軟性を持ったプランである必要があるだろうということです。

策定スケジュールですが、震災時には6か月とかそのぐらいで作らなきゃいけないことですので、今年度の11月から検討を開始して、平成12年度内には発表したい。

検討の方法ですが、基本計画検討委員会で検討をして、副知事が座長の震災復興検討委員会で決定をしたい。本会議においても、いろいろご検討をお願いしたい、また、ご意見を反映させていただきたいと考えています。

それから、策定に当たっては、これは都民と共有する。つまり、震災が起きた後では都民の意見を広く聞くというのは、時期的に難しいだろうということで、あらかじめ、都民の意見を広く聞き、平時から復興のイメージを共有することに意味があるということで、そういうプロセスを策定の過程で考えていこうと思っています。

それから、将来の都市構造等を、現在をスタートにするのではなくて、ある将来の都市構造等も視野に入れながら、検討を進めようではないかということです。これについては、現在私どもとしての、素案といいますか、本当のあらあんな枠組みで、各般のご意見をいただきながら、先ほどのスケジュールで検討を進めて参りたいと考えているところです。

22ページですが、今年度の訓練の概略を記載しています。一番下が9月から来年の1月まで、今年は5か月間にわたって訓練をしています。上に実際の復興プロセスが書いてあって、復興から6か月で都市復興基本計画を作るというのを、今回は5か月、一月短くして、来年の1月の阪神・淡路の5周年の1月17日前後をめざして、9月の1日に発災したものを、5か月で一応形をつけようと、そういう時間軸で検討を進めているところです。

上のプロセスですが、いくつかポイントがあって、2週間の所で、復興基本方針の公表、2か月の所で都市復興基本計画（骨子案）と書いています。これが復興の基本を定めるもので、その後、地元説明会等々を経て、6か月で都市復興基本計画に至るとというのが基本的なプロセスです。

今年度の模擬訓練においては、9月9日に本部の設置と合わせて、家屋被害状況調査訓練、それから情報伝達訓練というのを実施しています。

それから10月、つい先頃やったところですが、仮設市街地について、10月22日に区市のみなさんと一緒に、ワークショップというのを第1回やっています。これを5回積み重ねて仮設市街地のイメージを固めていこうということです。これが実際の復興過程の仮設市街地の立案・建設に至ることとなります。これは本来は、1か月か2か月で立案・建設するわけですが、訓練ということで、始めてですので4か月ほどかけて実施をしています。

それから、来年の1月ですが、都市復興基本計画の策定ということで、上の6か月のプロセスを、一応、復習・おさらいをしながら、みんなで訓練の内容を共有化しようということで、1月の半ばに実施することにしています。詳細については現在検討中で、これが今年の訓練の全体像です。

24ページにあるように、家屋被害状況調査訓練については、モデル地区等で、17区2市の職員が、必要なところでは都の職員もついて歩いていますが、この職員が、都市復興マニュアルに従って、市街地を実際に実査をして、マニュアル通りの実査をして、調査方法、事務量が、はかが行くかどうかというようなところを検証しています。従って、職員が実地に歩いているというところです。

その結果を基にして、東京都のDIS（災害情報システム）を使って、その情報を都の都市計画局に伝達をする。都はそれをGIS（都市計画地理情報システム）の中で被害状況の図面にする。それをTIMSという東京都のコンピューターのネットワークにのせて、その提供を行う。基本的にはこういう訓練を実施したところです。

28ページにこの辺の反省、まとめを記載しています。訓練の成果として2の(1)に事前によく準備をしておかなければならない。当然のことです。(2)が現地の調査がなかなか実態上難しい。それから、(3)で調査票、マニュアルが必ずしもやりやすくなく、使いにくい。(4)が一番大事ですが、事務量の検証ができた。マニュアルでは1日に10haできるんじゃないかと書いてあるわけですが、実際はやってみると、その1~2割程度しかできないんじゃないかということで、実際にやってみての課題が明らかになったというところです。マニュアルのやりかたをかえるか、あるいは人的なパワーを補強するか、その辺を合わせ技でやるかを今検討しているところです。

29ページには、情報伝達訓練のまとめを簡略に記載しています。2の訓練の成果の(2)に、予想外だったんですが、データを送信しても、なかなかすぐにつかないということがあった。それから(4)ですが、Eメールを使わないとDISだけだと、なかなかうまくいかない。DISは無線のようですよ

で、なかなかうまくいかない部分がある。それからちょっと専門的な中身になります(5)は、GISに街区のデータを整備する必要がある。全都の街区データを作っておく必要があるんじゃないか。(6)でこれも今後の課題になるわけですが、区市全部都に集めて図化するというのは、こういう中央集権的手法は、うまくいかないんじゃないかということで、区市町村におけるGISデータをもっていて、そこでの自己処理、分散処理ができることが望ましい。特に、震災時はそういうことがいえるかと思えますけども、その辺がやってみての課題でして、これから区市の皆様方といろいろな点で相談をしていきたいと考えています。

25ページの第2期仮設市街地の訓練、これは現在やっているところです。やってる中味ですが、17区2市の方々に集まっていただいて、応急仮設住宅の必要量の把握、どのくらい区市全体でいるかと、それから、それがどのくらい場所として供給できるかと、それから、オープンスペースの利用の調整をどうしたらいいか。これは区市全体にわたる検討でして、それをうけて、100haくらいの地域を設定して、いろんな被害状況を想定して、仮設市街地をどうやって作っていったらいいか、それにいたる計画の方針、立案を実際にやってみようということで、関係の区市に集まっていただいて、仮設市街地づくりの訓練を始めたところです。

実際、課題がいろいろあって、特に、密集市街地の多いところで被害が非常に激しかった場合、そのオープンスペースを、どううみだすか、というあたりが今後の大きな課題です。

26ページの第3期の今後予定しております訓練ですが、各般にわたる訓練を総合化して、来年の1月の前半に、実施したい。特に ですが、建築学会等の方々の協力も得て、まちづくりプランナー等のアドバイザーの参加もお願いをしたいと考えていて、これから協力をお願いしようということです。

27ページにあるように19区7市の参加を見込んでいるところです。

30ページが被害の台帳で、何丁目、何番地にどのくらい被害があったという数字を作る。それから、31ページがそれを模擬訓練で図面化する。これは、世田谷区の例ですが、実感をつかんでもらう意味で添付をしています。

32ページの資料の5ですが、昨年度、それから今年度の都民PRの実績です。都市復興マニュアルを都民と中味を共有していくことが、非常に将来に向けては大切ということで、私ども、先ほどご覧いただいたようなビデオ、お手元にパンフレット「一緒に考えましょう まちの復興」等を用いまして、お声がかかれば出前をしています。何か機会がありましたら声をかけていただければ、あまり土日が続くとつらいんですが、出かけてまいってPRをさせていただきたいと考えています。

資料については以上で、前回の高見沢先生のご質問ですが、ちょっと込み入った内容ですので、マニュアルと照合しながらご説明をさせていただきます。

マニュアルの76ページに、都市復興基本計画（骨子案）と書いています。これは、区市町が作ります基本計画の中味をざっと書いています。概ね被災後2か月程度で骨子を作ることになっています。ここには、復興の目標、土地利用の方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針等を盛り込んで骨子を作というのがマニュアルの内容です。77ページ以降に具体的イメージ等を例示しています。

先生のご質問はこれと、57ページの表の中の 建築制限の延長のなかに、被災市街地復興特別措置法第7条・被災市街地復興推進地域指定の都市計画決定という表現があり、この都市計画決定と骨子案との関連性、それから復興地域指定、これは都市計画決定するというので、その地域指定の都市計画決定とは、どのぐらいの内容を盛り込むのか、相互の関係はどうなのかという趣旨のご質問と理解をしたんですが、こんなことでよろしいですか。

なかなか込み入ったご質問でして、一つは、被災市街地復興特別措置法の条文の5条に、被災市街地復興推進地域を都市計画決定する時の内容があります。被災市街地復興推進地域というのは、区市が都市計画決定することになっていて、名称とか位置とか区域等を決めるのは、都市計画の一般的ルールですが、それに加えて、市街地の整備改善の方針を決めなさいと、こういうことが法律に書いてあります。市街地の整備改善の方針とは何ぞやということになるわけですが、これについては、いまだ実例がないわけですが、これは、考えますに、ちょうど復興2か月で作る内容になるので、先ほどご覧いただいた、都市復興基本計画の骨子案に盛られた内容の即地版、それぞれの地域に即した内容を書くのではないかとというのが、私どもの現在段階での見込みでして、従って両者においては、ほぼ内容的には事実上同一、または重複に近い内容を定めることになるのではないかと。そのなかで、例えば、市街地の整備改善の方針については、面整備をやる場合は、土地区画整理事業等の整備をするんだという方針を書いて、ただしこの被災市街地復興推進地域の指定がありますと、最長2年間の建築制限がかかりますので、その建築制限の期間のうちに地元との協議を行って、土地区画整理事業の都市計画決定等にいたる、というのが法で想定しているプロセスであろうし、実際そういう手続になるのではないかと。

地域によっては、復興の直後から、面整備だとまとめればよいわけですが、必ずしもそうはならない地区が多いと思いますので、そういう場合はこのプロセスをふんで、法に想定したプロセスをふんで、建築制限をかけたうえで、区画整理事業等の面整備についての話し合いを進めていくというのが、この復興計画で想定しているような、今の復興システムの現段階の考え方です。お答えが、もしかしたら、的はずれているかもわかりませんが、一応説明させていただきました。

分かりにくかった点もあろうかと思いますが、私からの報告にさせていただきます。ありがとうございました。

中林副座  
長

はい、どうもありがとうございました。たくさんの報告をしていただきましたが、これから、45分、50分くらい時間がとれるかと思いますが順次、どこからでも結構だと思います。ご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

重川委員

資料でいきますと28ページになりますが、第1期の模擬訓練で、家屋被害状況調査訓練と情報伝達訓練をされたということですが、たまたま今兵庫県が来年の1月に向けて、復興だけではなくて、緊急対応も含めた災害対応の検証作業をやっていきます。その20のテーマのうちの一つが被害の認定ということで、そのテーマを私が担当して、今検討を進めているところです。これまで被災地の5つの市と町から実際の被害認定に関するご苦労とかプロセスをうかがって、いくつかのことが分かっているので、次の訓練にいかしてもらえればということで、今まで分かったことだけをご報告します。一つは、現実には、一番早いペースで進んだ所でも、二人一組で一日10軒が限界ということ。なぜかということ、外観目視ですとこれくらいでいくのですが、りさい証明書と連動させようとする住民の方に納得してもらわなければならない。外観だけでは絶対に被害の把握ができない。家の中の柱のゆがみとか傾きとかを含めて見なければいけないということで、相手の家のアポイントメントを取るところから始まって、中にいって住民に説明をしていると1日に10軒くらいが限界だという数字です。もう一つは、応急危険度判定とこの被害の認定が必ず重なってくるんですが、結論としては、性質が違うものなのでやっぱり別々にやるべきです。今回、都市復興にりさい証明発行と被害認定を合わせてデータを使うということであれば、現実には建築士とかボランティアを動員しても行政の方が主体となってすべてやるのは不可能だと思います。特に東京の場合は集合住宅が多いですから集合住宅の被害の認定は個別の居住者との関係もあるし、1棟まるごと全壊、半壊、一部損壊という認定の仕方では、おそらく難しい問題が残ってくるだろう。そこは見方を変えなければいけないんじゃないか。集合住宅、マンションが多いことを考えると、行政や訓練を受けた建築士が専門的にやる部分と、もう一つは住民が一般の木造住宅の場合に、ある程度住民の目を動員して、自己認定、これは現に北淡町でやった方法ですが、町会単位で住民に用紙を配って、写真を撮らせて被害の程度を記入させて、それをもってきて役所で認定するという方法をとっています。そこでも問題は出てくるが、被災の程度にもよるが、全部が全部行政がやるというのは、時間が限られて、他に膨大な、やらなければならないことが出てくると、被害認定に大変なマンパワーをさけないという問題が出てきたときに、自主防災とか、ボランティアとか、その地域の中にいる住民パワーを被害認定にうまく活用していく方法を考えていかなければいけない。それともう一つは、被害を認定する時に、決定的になかったのは、道具がなかった。何度傾いているか、傾斜はどれくらいか、その壊れ方を納得できる

ように数字で説明するための、認定キットのようなものがあるとないとは大きく違ってくる。今のところ、こんなことが現実に苦労された方の中からあがってきてます。

次のシステムにどうかそうかということ、今1月に向けての提案書をまとめている最中なので、新しいことが分かったら情報提供したいと思います。

中林副座  
長

どうもありがとうございました。はい、お願いいたします。

見沢委  
員

いくつかの調査がこのマニュアルでも何本かくまれています、実際問題として本当にうまくそれらが融合して、ちゃんとできるかということ、応急危険度判定は別格なのかなという印象を持っています。

シミュレーションを何度か繰り返さないといけないし、重川さんのまとめられている資料は貴重だと思います。人手がいることも事実だと思うし、民間なり他の自治体との協力関係を整理しておかなければならない。

私の前回の質問について、只腰参事にお話しいただきましたが、いろいろ分かったり、あらたに課題が出たりしていると思います。

被災市街地復興特別措置法の第5条と第7条を始めて適用ということだが、そこでの都市計画決定というのがどのくらいの中味の固さを、法律では期待されているのか、あるいは義務的になっているのかということと、東京都では方針を出しておいて、さほど固くなくしておいて、後は住民とのやりとりの中で半年くらいの間いろいろな方向を選択的に、法定事業にいくものから、修復型的に行くものまで、いろいろの選択を許すということで、例の3月17日問題が回避できるだろうという筋書きなわけです。

その辺の固さと柔らかさの案分というのが相手のあることですから、一律には言えませんが、とても難しい問題で、あまり固くすると3月17日問題の再燃ですし、あまりどこでも一律に柔らかくすると物事が成就しないということなので、その辺がいささか心配である。

また、国の方針と都の方針とがどういう具合にうまく整合するかなということで、先ほどご説明いただいたことで結構ですが、さらに今後も検討いただきたいと思います。

中林副座  
長

はい、どうもありがとうございました。

清原委員

私も重川さんの今のご報告で、非常に、私自身漠然としていたことが、はっきりしてきたと思います。

今回第1期の模擬訓練のまとめとして書いてある28ページと29ページの所は、大事な問題が列挙されていると思います。

特に私が危惧したのは、このような家屋被害状況調査を誰が担当するかとい

うことについては、特にきちんとしておかなければいけないと思った。行政の担当者だけでは、担えないだろうということは、容易に想像できるわけですが、その内容について専門知識のないボランティアな人が、例えば、とりわけ学生とか、意識もあり関心もあって参加してくださる方がどのくらい担えるかというところも気になって、事前防災の時に意識啓発を伴う非専門的な力、つまり認定、測定のためのキットの使い方から様式の記入の仕方やらを体験的に研修している人が、ある一定量どの自治体にも必要ではないかと思いましたので、その場で急に動員というわけにはいかなくて、事前の準備が必要でしょうから、意識啓発も含めてそういう体制を作っておく。あるいは当該被害の甚大な地域の方ではない他の自治体の方が、支援をするという場合にも、災害対策の部門ではない方も、公正にできるような取組みが第一に必要なだと思いました。そのためにボランティアをつのるとか、建築士の方をお願いするというだけでなく、そういう場合に必要な準備。マニュアル化できるものはマニュアル化する。また、認定、測定のための道具を用意することが必要と思ったことが一点です。

二点目は質問させていただきたいところですが、このような家屋調査等の結果については、Eメールが非常に情報伝達で有効だったということが29ページ中心にご説明いただいたわけですが、もちろん震災の場合には、有線は意外に強かったという阪神・淡路のご報告もあるのですが、Eメールの基盤は電気通信回線ということになりますので、そのものが被害にあっている場合には、Eメールは、無線のもの、たとえばPHSであるとかそういったものを確保しておかないと、調査したものが迅速に伝達されないということになるので、このあたりは被害の程度にもよるから、なんともいえないのですが、あまり電気通信のネットワークに依存しなくともすむような、PHSあるいは携帯電話等の無線の通信を生かせるような用意というの、必要になってくると思います。

ただこの場合に、私はこれだけ多くの区や市が協力して模擬訓練してくださったのですが、今の状況の中で、なかなか震災時を想定してあらかじめこのようなパソコン端末にしましても、GISを区とか市がきちんと準備するとか、あるいはむらなく安全に送信するためのネットワークの基盤を整備するとかというのは、庁内のLAN化もなかなか進んでいない区市の現状をみますと、そう容易に準備してください、といえないような感じもしまして、このあたりは優先順位をきちんと示しながら、区市で格差なく用意しておいていただかないと実際には難しいと思いました。

そういう意味で、この情報伝達訓練の時に使われた端末なりネットワークというものは、ある程度標準化されて行われたかどうか、そしてこのEメールが有効だとわかったにしてもそのような基盤整備に関しては、区市はある程度準備をされているのかどうか、そのあたりを教えていただくとありがたいと思います。以上、意見と質問二つを申し上げます。

中林副座長 意見とご質問ということなのですが、何人かの方から被害調査についてのお話がありました。この都市復興マニュアルの中にも実は被害調査というのは、いろいろなレベルが書いてあって、誰が行うか、なんのために行うか、それによって精度が多分違ってくる。

先ほどの知事のグランドデザインのメッセージの質疑の中に、4, 5日で制限区域を出せないかという話がありますと、4, 5日でその制限区域をだすような、精度はちょっとあらいいけども、大づかみでどこがやられているかというのをつかまなきゃいけない。というところから、その1軒1軒の被害の程度にかかわる調査まで、いろんなレベルの調査がある。

この都市復興マニュアルですと、29ページのところにいろんなレベルの被害調査が必要で、それをどういう順番でどうやっていくかというようなことだけがとりあえず書いてあって、これをベースに今回第1次の被害調査、被災後1週間以内で、ざっととにかくつかんで、ブロック別にどのぐらいの被害かをおさえてみるというのが、先ほどご報告いただいた今回の訓練の被害調査だったんだろうと思うんですが、そのことも含めて、情報伝達のこともあるので、もし事務局の方から何かコメントがあったら、お願いできますか。

事務局 都市復興マニュアルの29ページをご覧いただきながら、私どもの現段階での整理を申し上げますと、大変被災後短い期間にいろんな調査をしなければいけない。

第1次というのは、10ページの方がよいかと思いますが、最初の被害概況の把握というのが、1週間以内の箱の二つ目にあります。これが一番早くしなければいけない。これは何に使うかということと建築基準法等の建築制限をまずかけるための第一段階の調査です。この84条は2か月しか有効期間がありませんので、今の段階の案ではヘリ等を使って概況をみる、即地的なのはできないに違いないと考えています。

次が避難期と書いてある箱の三つ目、被害状況の把握の本格調査の実施、これが先ほどマニュアルの訓練のところでも申し上げた即地的な調査です。

これについてはいろいろご示唆もいただいたのと、我々それを時間をはずれて追体験しているようなところがあって、先ほど1日10軒というお話がありました。これも大体1haに50軒くらいあるとすると、我々の想定のうちちょうど2割ぐらいに当たるので、オーダーがあうかなと思ったんですが、やはり1軒1軒を対象にかなり詳しくやると、このぐらいの労力はかかるんじゃないかというのが、現段階の私どもの今年レベルの検証です。

二つの方向があって、応援部隊を集めて、他府県を含めた建築部隊の専門の方に集まっていただく、行政マンですね、ということと、一般の民間のボランティアの方をお集まりいただくという二つの考え方があるかと思います。あるいは建築学科の学生の方に、訓練的な意味で平素からマニュアル化したもので、訓練を夏休みにボランティアでやっていただいておりますので、その方々に

お手伝いいただくというような、いくつかのいろんな選択肢があるかと思えます。いずれにしても、マンパワーを補強するというやり方が一つあります。それから、もう一つは、次の段階での建築制限をかけるための、あるいは被災の後の復興を考えるための調査だから、もう少し調べる内容を簡略化してもいいじゃないかという考え方もあって、両方追求するということになるかと思えますが、その辺を課題にして、来年度以降やっていきたいと考えています。

道具がなかったという貴重なご指摘も、28ページの(1)の四つ目に、そういうこともありますので、備蓄も必要ではないかということです。

情報伝達関係の清原先生のご質問ですが、私の表現とここの記載が不適切でして、29ページの(4)の中味は、DISというのは災害情報システムで無線を使っています。今回この無線を使ってやったのですが、これは一本線というか、単線です。なかなかうまくつかない。それから、速達性がない場合があって、理由が分からないが、送った情報がすぐつかないということがあって、(4)はそういう一本線ではなく、Eメール等を用いた、伝達の環境も整備する必要性を認識したわけです。今年はそれがなかったという意味です。(4)の二つ目はEメールを使えば複線化できるといいますか、冗長性をもたせられる。全部の電気通信がアウトになることはないでしょうから、複線化しておいた方がいいじゃないかというのが記載の意味です。

一個の伝達ルートに頼ったのでは何かあったときにどうにもならない、というのが結論、現段階での教訓です。

中林副座  
長

よろしいでしょうか。それではほかにご意見あるいはご質問、はい、高橋さん。

橋委員

このシミュレーションの結果、私も非常に重要な知見が得られたのではないかと思います。これ以降のシミュレーションによっても同じように重要なことが分かってくると思いますし、これを繰り返すことによって、それに対応していくことがシミュレーションの目的ですから、非常に良かったと思っています。

いくつかお聞きしたいことがあるのですが、まず22ページのスケジュールで、上の方は実際に起きた場合の流れで、下の方はシミュレーションなのですが、今回のシミュレーションの対象の地区は、実際にはもっと広範に起きてくる地域の一部をお願いしているのか、世田谷なら世田谷全部を、ある一定の条件のもとに、やられたときの復興計画を作るために、全域を対象にやっているのかをまずお聞きしたい。というのは、あるケーススタディをやっているとすると、実際の流れは6か月かかるんですが、狭い地区でやると、6か月の時間をかけてやることの意味がよくわからない。もっと短期間にやれるだろう。全域をやるとすると、マンパワーからいっても大変なんですが、6か月延々とかけてやる意味がちょっと分からなかった。

中林副座  
長

お願いします。

事務局  
只腰参事

訓練がいくつか重層的に行われていて、訓練によって、実際の区市と都の職員の習熟度の差があって、訓練の項目ごとにやれる範囲で、努力の目標を置いて考えています。

家屋被害状況調査訓練等はトライアルですので、どのくらい労力がかかるかが、とりあえず分かればいい。みなさん初めての参加で、手順が分からないということもあって、あまり広範囲にやってもかえって混乱しますので、モデル的に1町丁ぐらいを対象にしてやっています。

それから、仮設市街地については、前半の仮設住宅、オープンスペースの充足度がどうかという話は、それぞれの区市の全域を対象に検討しています。仮設市街地の計画立案については、100ha ぐらいの地域を設定して、その中で、市街地の計画の立案を実地にやるということで、対象とするスペースの取り方とか、その辺は各区市と相談しながら、なるべく実践的になるようにやっていますが、必ずしも行き届いた面だけでないのはご指摘の通りです。

橋委員

よく分かりました。シミュレーションですから、いろんなことをやる必要があると思いますので、結構だと思えます。この結果、終わってみると、地区も全域の場合と一部の場合と組み合わせているんですが、それぞれでどのくらい時間がかかって、実際の時には地域全体で起きますから、その時に区の職員だけでできる部分がどのくらいか、という目途をつけておくためには、総延べ時間というか、総所用人員がどのくらい必要か、それぞれの訓練ごとに、どのくらいのマンパワーとか時間がかかるかを、是非チェックしておいていただきたいという願いが一つです。

もう一つ質問は、20ページの広域復興計画モデルプランなんですが、これは今訓練等でやっている基本計画とは、どういう関係にあるのでしょうか。

中林副座  
長

はい、お願いします。

事務局  
只腰参事

現在のマニュアルの70ページから、復興都市計画案の策定になっていますが、東京全体の広域復興の計画についてはあまり具体的中味がありませんで、75ページ以下の地域のレベル、区市町のレベルについては、具体的な項目の中味とか、77ページ以下に各モデル地区を選んで、こういうイメージでこういうものを作りなさいと、かなり地域に即した内容が記載されています。東京全体の広域にわたる復興計画のモデルプランについては、あまり具体的記載がない。多分検討段階で、広域的な復興のイメージを先に出すということについては、いろいろ議論があったのではないかとはいえない。あるいは、作業的にも

難しい内容も含んでますので、その部分がマニュアルそのものにはない、ということかと思えます。

そこで、マニュアルの充実、強化の一環ともなるという意味で、グランドデザインとっておりますが、広域の復興計画の、もし何かあった場合のモデルプランを作って、それを次のマニュアルの改訂の中には、何かの形で書き込む。広域復興プランはこういうモデルがあり得るということ、複数になるのか、あるいは一つに決めて書くのか、いろいろあるかと思えますが、その辺を書き込もうじゃないか、というのが先ほどの意味合いです。

中林副座  
長

よろしいでしょうか。今の点について、ちょっと追加でご説明いただければと思うんですが、今日の資料説明の冒頭に、防災都市づくり推進計画ということで、防災生活圈、それから東京の骨格構造を、次の災害が来る前につくっていきこうという、推進計画のご説明がありました。

今の全都レベルでの、復興のグランドデザインというお話がありました。防災都市づくり推進計画と、知事のおっしゃったグランドデザインというのが、どういう関係にありそうか。あるいはどういう関係を考えていかなきゃいかん、と現在位置づけられているか。その辺もしなんか補足がありましたら、ご説明いただけますか。

事務局  
只腰参事

その辺の性格づけについては、資料4 - 2で説明した復興基本計画検討委員会等の場で、性格づけも含めて、ご議論いただきたいと考えておりますが、現在の防災都市づくり推進計画については、あくまでも現在の都市計画の体系を前提にして、そのなかでの木造密集地域の防災レベルをあげようというのが、計画の基本的な骨子といたしますか、考え方かと思えます。

今回、知事がグランドデザインといった意味は、多分、旧来の水準を越えた、新しい価値や質が付加された、都市空間を生み出すための措置を考えておきなさい。被災を一つのチャンスとして、従来を越えるような水準を考えておきなさい、という意味での宿題と私ども受け止めて、その辺が現在の防災都市づくり推進計画の内容と、ある意味では、レベルのあがった都市の構造を、理想を、少し追求してもいいのではないかと、そういう機会を与えられたのではないかと理解しています。

中林副座  
長

ありがとうございました。はい、お願いします。

岸井委員

一点目は、建築学会の防災の勉強会で、当時行政を担当されていた方のお話を聞くチャンスがあり、復興で一番何が行政担当者として頭を悩ましたかということ、一つは、マスコミ、マスメディアである。今回はこれだけでは読み切れないんですが、マスメディアにもこういう訓練、あるいはこういう風に

して都はやるんだ、ということ、を、繰り返し流し、協力を依頼しておくことが必要だと思う。それが、その勉強会での一つのお話でした。

もう一つ問題なのは、突然、専門家と称する人達がいっぱい出てくる。関西でもそうなら、東京ならばもっといっぱい出てくるに違いない。我々も含めて、そういう人がいっぱいいるので。そういう方達の力も借りなければいけないわけですが、どのようにそれを集約するか、ということも必要なのではないか。例えば今回、学会とか専門家グループ、そういう方たちとも連絡を取り合うような訓練、シナリオがあった方がいいのではないか、というのが大きな一点です。

復興計画で、いずれ地域の協議会を作っていくということを前提にしたときにも、例えば 税金の問題、法律の問題、都市計画・建築の問題と色々な専門家の手を煩わせなければ解けない問題があるので、我こそは専門家という形で出てくると、大変混乱する、というのが実態だったようです。

もう一点は、違う分野との連携ですが、今回は区市とおやりになっているわけですが、今、埼玉県で朝霞あたりで、広域防災拠点をつくろうという話もしているように、実は河川の空間などは、大変大きなボイド（空の）な空間、洪水の時期だと大変ですが、そうでなければ大変大きな空間ですから、そこは実は都府県の境界になっている例が多くて、あまり今まで目があてられていない。国も河川についてはどう使わせるか、というのは議論をしていなかったと思う。しかし、本来こういうシミュレーションの中で、国や他府県とも連絡を取り合って、そういうところをどう使うのかというようなことについても是非シミュレーションの中に今後加えていただけると、より一層いいのではないか。都と区と市だけでオープンスペースを探すということだけでなく、もう少し広い分野で、何かできることがあるのではないか、という気がしましたので、その二点を今後是非ご検討いただければと思います。

中林副座  
長

よろしいですか。じゃ、事務局の方から。

事務局  
只腰参事

第一点の一番目ですが、マスメディアについては、今回の訓練に際して、9月9日にやった分についても、後続の第2段についても、マスコミの方にプレスへの情報提供をして、一回目のワークショップについては公開して、取材に応じる体制をとっています。また、いろいろ各問い合わせ等にもPRをなるべく広範にやるという観点から、対応しているところです。今後ともそういう方向で取り組んでいきたいと思っております。

それから専門家の活用については失礼ですが、専門家との連携については、大きな課題であると考えています。第3期の訓練において、建築のグループを主体としたところとの連携をとりつつ進める、ということですが、できれば次の段階では、平常時から、そういう防災まちづくりの専門家を登録するような制度を作って、当面ボランティアでいいと思っておりますが、それを組織化

しておく。ここを応援してください、という申し出があった際、区市でも親しく交流している専門家の方もいると思いますが、そういう方も含めて、そういうネットワークづくりをしておくということが大事なのではないかと思っ  
ていまして、その辺の手だてを考えていきたいと思っ  
ています。

それから大きな2番目の他の府県等も含めた連携。これはマニュアルの今後検討すべき課題の中にも、大きな字で記載をされていて、先ほどの調査員の応援なんかのことに、端的にあらわれているように、都のテリトリーのなかでは、とても対応できない課題がたくさんあるので、連携体制を作る中で、そういうシミュレーションも、今後取り組んでいきたいと考えています。

中林副座長 はい、村松委員お願いします。

村松委員 今ラジオ局では、NHKと民放で共同で、9月1日の防災の日に、民放とNHKの垣根をこえて、共同で防災情報を伝えるような試みもしています。先日ニッポン放送にいて、防災システム、防災情報をどのように構築して、ノウハウをもっているのかを伺ってきたら、生きた情報を得るために、都内を走っているタクシーの運転手さんと、提携をしているとっていました。タクシーの運転手さんは、そこでどんな被害が起きて、どういう状況なのかを無線や携帯電話を使って、的確に、生きた情報を瞬時に、ニッポン放送に送ることができる。それをオンエア、同時に放送できるというシステムを整えているそうです。

実際にタクシーに乗ると、運転席の後ろに、災害時の緊急リポーターです、というプレートがついていて、運転手さんは、いつ、どこで、どのような災害が発生して、その被害はどんな状況なのか、ということを的確に、冷静に伝えることができるように、ある程度訓練をしているということでした。これは、ニッポン放送が音頭をとってやっているといっていましたので、こういうシステムをもう少しマニュアル化して、的確に被害状況をまとめることができるようなシステム、連携をとっていけたらいいかなと思っ  
ました。

中林副座長 災害の直後の情報収集にも、マスコミあるいは民間の活用という話ですし、一か月目、二か月目という時間で復興計画が動いていくときに、マスコミがどういう風にそれを伝えてくれるか、という問題と、いろんなレベルである  
と思う。

先ほどの阪神の復興の時の話で、多分二か月目、三か月目になると、一番大きい影響力をもってくるのは、新聞というメディアは、どういう風に復興計画を書くか、ということが非常に大きい。誤った書かれ方をされると、それをうち消すというのはきわめて難しい。逆に言えば、プレスにどういう風に正確な情報を伝えて、きちんと書いてもらうか、ということだと思っ  
た。専門家と称する人達とは、どこまではいるのか、というのは非常に難しいが、

それと変なマスコミがつながって、変な情報が流れるというのが、多分一番気をつけた方がいいですよ、という風におっしゃったことかと思います。高見沢先生何かありますか。専門家、まちづくりプランナーに関して。

見沢委員

阪神の後の時も、実状でいうと、被災調査は都市計画学会と建築学会がやったとなっておりますが、事実は現場サイドの民間と市の、裏で動いてくれた人達が始めて、しかし看板が必要だからということで、学会の看板を使ったわけです。

結局いくらマニュアルがしっかりしてても、そういう自主努力を、世の中その状況をうまく判断して、一番うまい判断を、中堅くらいの人たちがうまくやって、お互い連携とれるかどうか、最後は勝負だと思う。

職能団体が、実際にはやっぱり縄張りがあるので、いろいろもめました。特に資格を持った職能を持っている方々の団体は、ある時期にはボランティアでやってもいいんだが、フィーをもらって自分の職能で生きているわけだから、ある時期からはきちっとフィーが欲しいということをいうわけです。そうすると、そういうことでは非常に限られた仕事しかできないだろうからということで、ボランティア的な専門家が、俺達はボランティアでやる、とい

うような動きがまた一方であって、お互いがある意味では仲違いといえますか、いろいろ喧嘩していたような実況も阪神の中でもあります。

これもだからといってあまり整理統合できないことで、きちっと戦えばいいと僕は思っている。

中林副座長

はい。

岸井委員

復興マニュアルをもっていること自身、それに従って動いていること自身を非難される、ということが起きないか。こういうことでやってる意思をもっているし、それを常に我々は検証しているという情報を、マスメディアと専門家に伝えるべきである。それがないと、我々専門家の知らないうちに、勝手に都がやっていたのを押しつけてる、ということをいわれるのは目に見えている。

マスメディアもそうだと思う。前にやったとおりにやっている。そんなはずはないと、現実には違うんだと書かれて、まず非難される。実は、こういうことを方針として持ってて、それを訓練もしているし、常にこれでいこうと思っているんだ、ということを繰り返し、繰り返し、マスメディアと専門家に伝えるべきだと思う。

市民向けのパンフレットもいりますが、マスメディアと専門家向けのパンフレットもいるんじゃないか。こうやってやりますよ、もしそこに参画したかったら、ここに是非手を挙げてくれ、とかですね、そういうシナリオがない

と、このこと自身を否定されてしまうと、非常に混乱の極致になるだろうと思う。

中林副座  
長

はい。高橋先生。

橋委員

都民とどう調整しながら話を進めるかという問題があると思う。これが一番大変だと思うし、それをやると膨大な時間がかかって、マンパワーはもっと大変だと思うが、それを是非シミュレーションの中に入れていく必要がある。実際に地震が起きてくると、それぞれの議会との調整とか、これらの案を、例えば市の都市計画審議会に普段からどうはかっていくか。

こういうシミュレーションを、市の行政マンは知っているが、それ以外は知らない、ということのないようにするには、住民も参加していく必要がある。いざとなるとそれぞれの都市計画審議会にかけていくような話も出てくるので、そういうことを是非シミュレーションの中にもいれていただきたい。

それからもう一つマスコミの件ですが、神戸の時も、長田の火災について、延々とテレビは同じことを流していて、もっと知らせなければいけないこと、例えば、どこに行方不明がどうなったとか、いろいろな地域の人にとって必要不可欠な情報がたくさんある。テレビの中の一局ぐらいが、兵庫県なり神戸市が番組を全部とって、緊急に24時間応接するようなことができないのかと思った。

東京都が、常に必要な情報を24時間流し、新聞についても、一面くらいは必ずどの新聞の朝刊夕刊には、一枚は必ず一面トップに公的な情報、必要な基本的情報を必ず流すということをして是非考えた方がいい。

今、都市計画法の改正の話が出ていて、先ほどの知事の話でも、私権の制限とか、緊急時のいろいろな話がでていました。法律そのものを、今から少しずつ対応しておくことも必要で、緊急時の都市計画の仕方であるとか、例えば仮設のための土地をどうやって借り上げるのか、ある一定期間だけ強制的に借りるような方法があるのか、ないのかとかですね、今回の都市計画法の改正にあわせて、少し防災という意味でも、今回こういうことをやってほしいということがあれば、是非国の方に働きかけて、パブリックヒアリングをやっているようですが、少しでもそういうことがやりやすいような状況を作っておくということが必要じゃないかと思います。

中林副座  
長

ありがとうございました。そろそろ時間ですが。はい、どうぞ。

安藤雄太  
委員

一つは私どもも、実は5年目ということで、神戸がやっている検証事業の一つの分科会をお手伝いさせていただいている。

一番復興していくときに何が大事かということ、そこにすんでいる人達が、ど

う復興の中で思っているか、自分たちの生活をどうしていきたいのか、この部分がよくみえていない所と、よくみえていた所によってだいぶ違いがあるなということです。

同じ長田区の中でも、非常にうまく住民同士がまとまりながら、自分たちの町をどうしたらよいか、ということで作っていったところもあれば、そうじゃなくばらばらになってしまったところもある。

災害が起きたときに、自分たちの地域をどういう風にしていきたいのかを、早い時期からどうしたほうがいいのかは、ぜひ進めていく大切な部分だろう。そういうことがシミュレーションの中でもできればいいと思います。そういう意味では町内会、自治会というところに、どういう風にこの辺の情報を伝えていくか、ということをやっていたらいいと思います。

おそらくその部分が、例えば仮設住宅をどこに作るのかというのも、その人達の生活の中で、一番復興していく中で、大事な拠点になるだろうと思います。

神戸で多分失敗したのが何かというと、とんでもないところに作られていった人達が、一番悲惨な目に遭っているということで、仮設住宅や何かが、自分たちが住んでいるところとそう離れてないところに作られるかどうかというのも、地域住民が生活を元に戻していく中では、とても大事な部分だろうと思います。

マスコミについては、神戸では、神戸新聞が、毎日のようにいろんな生活の状況を伝えていった。そういう情報が、非常に大きかったわけですが、マスコミがつついてくるのは、地域住民がどう思っているか、そこから取材に入って、それはおかしいんじゃないかと必ずくる。

地域住民が、震災が起きたときに、自分たちはどうしていったらいいのか、何となくの合意性がとれるということが、一番のポイントではないかと、市民活動、ボランティアをとおして、感じているところです。

中林副座  
長

どうもありがとうございました。貴重な意見をいろいろいただきましたが、今日、所用で欠席されている池上委員から意見をいただいているということですので、事務局の方からご紹介いただきます。

事務局  
三好特命  
担当部長

池上委員から二つのご意見をいただいていますので、ご紹介いたします。一つは、阪神大震災のその後の防災現況というなかで、ガソリンスタンドの登録制度、これは東京都でもやったらどうかということで、ご意見をいただいています。二つ目は、復興を考えていく上でも、防災教育、特に教育の指導者である教職員などの教育を含めて、学校教育のカリキュラムのなかでちゃんと位置づけて、教える方と教わる方が両方理解して防災教育をやっていく必要がある、というご意見でした。第1点目のガソリンスタンドについて、若干、都の現状だけ申し上げると、

現在各区市で石油商業組合などと協定を結んでおり、災害時の優先供給であるとか、震災が起きた場合に特に問題になる帰宅難民といわれている方々のための帰宅支援対策として、水、食料、トイレ、休憩所などを、ガソリンスタンドの協力を得て提供していただく。いわば、帰宅支援のサブステーション的な役割をガソリンスタンドにやっていただくというような協力も検討しているところです。

防災教育については、幼稚園から高等学校までいろんなカリキュラムの中に入っていますし、また、副読本等の作成もしていますが、本日池上委員からいただいたご意見については、本日の検討会議の意見ということで付け加えさせて、整理をさせていただきたいと思っています。

中林副座  
長

どうもありがとうございました。はい。

廣江委員

多少抽象的なこととお伺いしたいと思います。

都市復興の理念の中で、全体で三つあったと思うのですが、一つ目の被災に強いというのは、大体わかる。それから三番目の協働と連携も大体わかる。よくわからないのは、二番目にある持続的発展が可能だということです。この都市復興マニュアルの中でも、幾分文章を費やしてうたわれているんですが、同じことを繰り返しているにすぎない、というように思いますので、都のお考えとして、持続的発展が可能なのというのは、一体どういうことをさすのか、具体的にはどういうことをするのをいうのか。たぶん知事がいったグランドデザインとも関係してくると思うんですが、そのあたりのご検討をされているのであれば、あるいはここでこういう風にもうつくされているのであれば、お教え願いたいと思います。

中林副座  
長

何かコメントありますか。

事務局  
只腰参事

お答えになるかどうかわからないんですが、持続的発展といってるのは、東京がこれから被災を受けた際に、どのように復興をしていくか、という復興の方向づけの、一つのキーワードみたいなことでいっていると思う。

今まで持続的発展という言葉が一般的に使われているのは、環境的な意味合いかと思います。循環型の都市をつくる中で、資源を一回の消費だけで終わらせるようなタイプじゃない都市をめざすべきだ、という理念を記載しているんだと思います。

この基本理念については、例示というか、訓練用の案ということで記載をしていますし、また、都市復興マニュアルにおいても、基本理念がこれだということで、必ずしも決めつけているものではないと思うので、これからのご

討議、それから先ほどでましたグランドデザイン等の検討の段階で、どういう理念をめざすべきか、また東京全体が21世紀にめざすべき都市像についても、新たな見地から検討を始めるといふことにしていますので、その検討とも中身を共有する形で、今後さらにみがいていきたいと考えています。

廣江委員

日本語で環境という場合には、比較的ある限られた領域を指すようにも聞こえるんですが、アメリカの場合でも、欧米の場合でも、持続的発展という考え方がずいぶん取り入れられてきている。当然環境をその中に織り込んでいくが、まちづくりでもある。

それを考えるときに、よくサステナブルディベロップメントといいますが、それは理念だけではなくて、非常に具体的な施策のあり方についても指すわけで、都市をつくっていく、いわば都市経営の具体的な施策の内容まで踏み込んでいくわけですね。

アメリカもヨーロッパも違いますし、イギリス、ドイツ、フランス、イタリアでも、それぞれ違ったやり方がとられますが、かなり具体的な議論であるので、できたら東京都においても、日本の都市は、非常に都市構造が違うので難しいところはあるんですが、どういうことを指すのか、という議論を早めにやっていただいて、それが、それぞれこのなかでうたわれているような、個々のまちづくりとどう関わってくるのか。そういう検討も進めていかれた方が、先ほど意見が出たように、自分たちの地域をどうしたいのか、というのがなかなかでてこないと思うので、ご検討いただいた方がよいのではないかとということで、意見だけ申し上げておきます。

中林副座  
長

はい、ありがとうございました。

今の廣江先生のお話は、多分トータルな都市づくりというのが復興の中身になりますから、ハード面だけではなくて、復興で経済フレームワークをどうするのか、という話から始まっていかないと、何が持続かというのが分からない、ということを含めて、本当の意味での総合性というのを考えておく必要があるのではないかと、というご指摘かなと私自身は思いました。

最近、東京都のエネルギービジョンとか、いろんな形で環境問題が行われていますから、それらも含めて、訓練の中でどう取り扱われるか分かりませんが、総合化という方向で訓練をシミュレーションをしていただいて、多分マニュアルの見直しというのが起きてきますから、その時点で、より明確なものを都民に提示していく、ということ、ご示唆いただいたのかなと思います。

村松委員

PRということでは、市民防災研究所で以前にお聞きした話ですが、地震で火が出たときに、少ない水でどうやって火を消すか。バケツ一杯の水で、襖1枚分の火を消すことができる。ホーキを水につけて、はたいて消せばよいのですが、こういうことを、周知することも必要だと思います。

中林副座  
長

そういったことも、いろいろな機会に知らせてもらうことが大事だと思います。

それでは、予定の時間も過ぎておりますので、これで、本日の議題についての意見交換は、終わりにしたいと思います。

次回のことについて、事務局から何かありますか。

事務局  
三好特命  
担当部長

資料6「今までの経過と今後の予定」をご覧ください。

次回の第4回目については、くらし復興及び産業復興についてご説明し、ご議論いただきたいと考えています。時期については、来年の1月下旬から2月初旬に開催したいと考えておりました、日程等については、これから調整させていただきたいと思います。

また、来年の6月頃に第5回目を開催し、4回目までに検討いただいた内容についてまとめ、マニュアルの見直しの基本的方向について検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

中林副座  
長

それでは、今回は、くらし復興及び産業復興を議題としたいと思います。具体的な日程については、事務局の方で、各委員と調整していただき、ご連絡願ひます。

これをもって、本日の会議を終了したいと思います。

柿沼政策  
報道室長

政策報道室長の柿沼でございます。最後にひとことご挨拶させていただきます。

本日は、委員の先生方には、お忙しいところを長時間にわたりご議論いただきありがとうございました。

今年は、トルコ、台湾と大地震が続き、5年前の阪神・淡路大震災の被害の記憶が呼び起こされました。

先月実施した、震災復興本部設置・審議訓練で、知事からは、震災時に、いかに迅速に復興させるかというグランドデザインの必要性と、策定と復興のための法的措置が必要だ、との話がありました。

これらについて、検討をすすめていきますとともに、本日いただいた皆様からのご意見を、今後の復興マニュアルの充実・改善にいかしていきたいと考えています。

本日は、どうもありがとうございました。

